

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:都市整備部建築課 No.036

処 分 名	高度利用地区内の容積率制限等の例外許可
処 分 の 概 要	高度利用地区内においては、容積率、建ぺい率及び建築物の建築面積は、高度利用地区に関する都市計画において定められた内容に適合しなければなりません。学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものはこの限りではありません。
根拠法令等・条項	建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 59 条第 1 項第 3 号 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 9 条第 18 項
審 査 基 準	処分の先例がなく、稀であり当分処分が見込まれないものであって、法令等の定め以上に具体化することが困難であるため、設定しません。
標準処理期間	許認可の性質上、行政庁の責めに属さない事情により審査に要する期間が変動するため。
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階建築課窓口への提出
備 考	・申請手数料：一件につき 160,000 円

■建築基準法

(高度利用地区)

**第五十九条** 高度利用地区内においては、建築物の容積率及び建ぺい率並びに建築物の建築面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、それぞれの建築面積）は、高度利用地区に関する都市計画において定められた内容に適合するものでなければならない。ただし、次の各号の一に該当する建築物については、この限りでない。

一～二 省略

三 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの

2～5 省略

■都市計画法

**第九条**

1～17 省略

18 高度利用地区は、用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の建築面積の最低限度並びに壁面の位置の制限を定める地区とする。

19～22 省略